

令和7年度あおもり#チャリメット推進業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度あおもり#チャリメット推進業務

2 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

3 業務の目的

令和5年4月1日から、自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となり、県民に向けヘルメット着用を働きかけている。警察庁が発表した令和6年の着用率に係る全国調査によると、本県は9.1%（全国40位）となっており、全国平均の17.0%に遠く及ばない着用率となっている。

そこで、自転車用ヘルメット着用により、県民一人ひとりが命を守る行動を選択してもらうため、県のキャッチフレーズである「#チャリメット」を活用して、県内の映画館の映画広告、SNS広告及び企業とのタイアップテレビ広告に使用する動画を制作、配信することとして、当該業務を委託するものである。

4 委託業務内容

項目	内容
業務1 映画広告動画の制作・配信	<p>1 映画広告の制作</p> <p>(1) 広告内容の企画</p> <ul style="list-style-type: none">・自転車用ヘルメットを着用することで得られるメリットや、着用しないことで起こるデメリットを端的に視聴者へ伝え、着用を促す内容であること。・単に「ヘルメット着用」に関する情報を伝えるだけでなく、見る人の興味を引き、印象に残るような内容（趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）にすること。・動画は、映画広告以外の様々な広報媒体で活用することを想定し、映像解像度 FullHD（1920×1080）程度とすること。・実写、アニメーションは問わない。 <p>(2) 制作に係る素材</p> <ul style="list-style-type: none">・「#チャリメット」のロゴマークを使用すること。 <p>(3) 作成する動画の時間及び作成数</p> <p>15秒の映画広告動画を1本作成すること。</p> <p>2 映画広告の配信</p> <p>(1) 配信先映画館</p> <ul style="list-style-type: none">①イオンシネマ新青森②イオンシネマ弘前 <p>(2) 配信期間</p>

	<p>令和7年6月～10月のうち連続する3か月間とする。</p> <p>ただし、日程確保ができない又は受託者の責めによらない事情によって配信が困難な場合は、県と協議の上、同等以上の広告効果が見込まれる代替案を提出し、承認を受けること。</p> <p>(3) 配信回数 配信期間中に上映する全作品の本編前(全スクリーン)とする。</p> <p>(4) 映画広告配信に係る配給会社等との調整 映画広告配信に係る映画館広告の専門代理店等との連絡調整等については委託業者が行うこととする。</p> <p>(5) 配信レポート 広告配信期間中、広告を視聴した人数について広告配信終了後1か月以内に月ごとのレポートで報告すること。</p>
<p>業務2 SNS広告動画の制作・配信</p>	<p>1 SNS広告の制作</p> <p>(1) 広告内容の企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が自転車用ヘルメットの着用について、関心を持つ内容であること。 ・5秒間という短い時間で視聴する人の関心を引き、印象に残る内容(趣旨、コンセプト、デザイン、音楽・効果音等)とすること <p>(2) 制作に係る素材</p> <ul style="list-style-type: none"> ①Youtubeで配信する規格の動画(5秒)1本 ②Instagramのストーリーで配信可能な規格の動画(5秒)1本 「#チャリメット」のロゴマークを使用すること。 <p>2 SNS広告の配信</p> <p>(1) 配信先 Youtube、Instagram、LINE SNS広告の配信にあたり、必要なアカウントは受注者が取得・作成するものとする。</p> <p>(2) 配信素材</p> <ul style="list-style-type: none"> ①Youtube 上記1(2)①で作成した動画素材。 ②Instagram 上記1(2)②で作成した動画素材。 ③LINE 県が提供する「#チャリメット」のSNS用静止画素材を活用すること。 <p>(3) 配信期間 令和7年7月～9月(3か月間)</p> <p>(4) 配信レポートの提出 各媒体のSNS広告配信期間の月ごとのリーチ数等の配信レポートを配信期間終了後1か月以内に提出すること。</p> <p>(5) その他 広告のランディングページは県の指定するウェブサイトとすること。(県庁HP内のページ)</p>

<p>業務3 企業とのタイアップテレビ広告の制作・配信</p>	<p>1 テレビ広告の作成</p> <p>(1) 広告内容の企画 県が指定する自転車用ヘルメット着用促進に積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介し、かつ、県民の自転車用ヘルメット着用を促すよう、見る人の興味を引き、印象に残るような内容（趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）とすること。</p> <p>(2) 動画に出演する企業数 県との協議により決定する。</p> <p>(3) 撮影等 ・指定企業の自転車用ヘルメット着用に関する様々な活動を随時撮影し、テレビ広告の素材とすること。撮影の際は、県及び対象企業との連絡調整も行うこと。 ・素材撮影の期間は基本的に5月～11月とする。</p> <p>(4) テレビ広告動画の時間及び作成数 15秒の動画を1本作成すること。</p> <p>2 テレビ広告の配信</p> <p>(1) 配信先テレビ局 ・RAB青森放送 ・ATV青森テレビ ・ABA青森朝日放送</p> <p>(2) 配信回数 ・全放送局、同じ回数配信すること。 ・配信する回数、曜日、時間帯は委託業者が提案し、県と協議の上決定する。 ・各局8回以上の放送を行うこと。</p> <p>(3) 配信期間 令和8年3月中旬～下旬 ただし、日程確保ができない又は受託者の責めによらない事情によって配信が困難な場合は、県と協議の上、同等以上の広告効果が見込まれる代替案を提出し、承認を受けること。</p>
--	--

5 成果品及び納品場所

(1) 成果品

①業務1～3で作成した広告素材

各素材は受注者の提案のもとに、発注者と協議の上作成し、各配信開始日の1週間前までに電子データを納品し、確認を受けた上で配信を行うこと。

②配信レポート

業務1及び2の配信レポートを各配信終了後1か月以内に提出すること。

③業務完了報告書

(2) 納品場所

青森県交通・地域社会部地域生活文化課

6 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、青森県に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、青森県が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については協議のうえ決定する。